

daily コラム

2020年9月29日(火)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

払わないと高くなりますよ 居飛車の税金

どこに払うの？「居飛車の税金」

将棋の藤井聡太さんが棋聖・王位の二冠を達成しました。若い人の活躍は気持ちがいいですね。ところで、将棋用語に「居飛車の税金」という言葉があります。

「居飛車」とは、将棋の戦法の一つ。最初の配置から飛車を動かさないまま、序盤戦を戦うことです。この居飛車戦法を採用した際に、相手が「振り飛車」戦法で対抗してきた場合には、飛車側の端歩(▲1六歩)を突いておかないと相手の角が出てきて、相手に有利な局面となることが多いそうです。

この一手が「払いたくないけど、払わなければならない」という納税者の気持ちと一緒にということで「税金」なのだそうです。

税金を支払わないとどうなるか

現実に税金を納期限までに納付しなかった場合には、本来納めるべき税金の他に延滞税(地方税は延滞金)が加算されます。

さらに、これを放置しておく、給与や預貯金、不動産が差し押えられ、差し押えられた財産が換価(公売等)されるなどの滞納処分を受ける場合があります。この手続は国税徴収法その他の法律に基づき行われ、本人の意思に関わりなく執行されます。

国税の徴収手続の流れ

国税の徴収手続の流れは、次のとおりとなります。

① 納税義務の成立、税額の確定

国税の納税義務は、それぞれの税法に規定する課税要件を充たした時に成立し、納税申告などの手続により確定します。

確定した税額は、国税通則法その他の規定に基づき、納付しなければなりません。

② 督促

納税者が国税を完納しない場合には、税務署長から督促状が送付されます。この督促は単なる納付を催告するだけのものではなく、滞納処分の前提手続になります。

③ 財産調査

滞納処分(差押え)の対象となる財産の発見を行う手続で、税務署等が官公署、金融機関、勤務先、保険会社などに調査を行います。この調査は本人に事前の了解を得ずに行うことができます。

④ 滞納処分

差押え、交付請求、換価、配当を経て、差押財産が換金され、滞納された税金に充てられることとなります。



令和1年度の国税の新規滞納額は約268億円(1.36%)で、半分以上が消費税です。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

【将棋用語説明】「居飛車の税金」

将棋講座ドットコムより引用 [リンク先](#)

【引用】

（将棋用語） 居飛車の税金

（読み方） いびしゃのぜいきん

（説明）

居飛車対振り飛車の対抗型で、居飛車側が飛車側の端歩を突く1手のこと。

振り飛車側の玉（相手玉）からも居飛車側の玉（自玉）からも程遠い場所の歩であり、攻めや受けに直接生きることが少ない。しかし、飛車側の端歩を突いておかないと、振り飛車側の角が端に出てきたり、端から覗いたりして、振り飛車側が有利になる変化が多い。

「本来は突きたくないが突かなければならない」歩を突く1手が、「本来は払いたくないが払わなければならない」税金に似ているため、このように言われている。

税大講本 国税徴収法 令和2年版 [リンク先](#)

【引用】4～5頁

3 徴収手続の流れ

(1) 納税義務の成立及び納付すべき税額の確定

国税の納税義務は、所得税法、法人税法、消費税法などの各税法に定める課税要件の充足の時に成立し、原則として納税申告、更正、決定などの確定手続によって納付すべき税額が確定する（通15～19等）。

(2) 納期限と納税

確定した国税（納付すべき税額）は、通則法又は各税法に定められた納期限までに納付しなければならない（通35、所128、法77等）。

(3) 督促

納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、一定の場合を除き督促状によりその納付を督促しなければならない（通37①）。督促は、納付催告として行うものであり、差押えの前提要件である（徴47①一）とともに、時効の完成猶予及び更新の効果が生じる（通73①四）。

(3) 督促

納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、一定の場合を除き督促状によりその納

付を督促しなければならない（通37①）。督促は、納付催告として行うものであり、差押えの前提要件である（徴47①一）とともに、時効中断の効果が生じる（通73①四）。

(4) 財産調査

財産調査は、滞納処分（差押え）の対象となる財産の発見等を行う上で重要な手続である。そのため、質問及び検査の権限（徴141）、搜索の権限（徴142）を行使して財産調査を行うほか、任意の調査も実施する。

(5) 差押え

督促後一定期間を経過しても完納されないときは、財産の差押えを行わなければならない（徴47①一）。差押えは、その対象となる滞納者の財産について、処分を禁止し、換価できる状態におくことを目的とする滞納処分（徴収法第5章）の最初の手続である。

(6) 交付要求及び参加差押え

滞納者の財産について、既に強制換価手続が開始されている場合には、その手続に参加して、先行の強制換価手続の換価代金から配当を受ける交付要求の制度がある（徴82）。参加差押えは交付要求の一種で、先行する滞納処分手続に参加してその換価代金から配当を受ける効力を持つほか、先行の滞納処分による差押えが解除された場合に、差押えの効力が発生するものである（徴86、87）。

(7) 換価

換価とは、差押財産又は特定参加差押不動産（以下「差押財産等」という。）を金銭に換える処分のことである。

差押財産等が、金銭及び取立てをする債権以外の財産である場合には、これを売却して金銭に換え滞納国税に充てる。売却の方法は公売（入札又は競り売り）であるが、例外として随意契約による売却もある（徴89、94、109）。なお、差押財産が金銭であるときは、そのまま充当し（徴56③、129②）、債権については、取立てを行う（徴67①）。

(8) 配当

差押財産等の換価代金は、滞納国税その他の債権に配当し、残余金があれば滞納者に交付する（徴129）。

[令和元年度租税滞納状況](#) 国税庁 HP [リンク先](#)